

立教大学学術推進特別重点資金(立教SFR)
大学院学生研究
2023年度研究成果報告書

| | | | |
|---|--|---------|------------------------------------|
| 研究科名 | 立教大学大学院 | 文学研究科 | ドイツ文学専攻 |
| 研究代表者 (2024年3月現在 のものを記入) | 在籍課程・学年 | 氏名 | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 博士前期課程 2年 <input type="checkbox"/> 博士後期課程 年 | 中島 惇 | |
| 指導教員 | 所属部局・職名 | 氏名 | |
| | 文学研究科 | 井出万秀 | |
| 自然・人文 ・社会の別 | 自然 ・ <input type="checkbox"/> 人文 ・ 社会 | 個人・共同の別 | <input type="checkbox"/> 個人 ・ 共同 名 |
| 研究課題 | 中世後期から近世初期にかけてのリューベック市参事会判決録における相隣権 | | |
| 研究組織 (研究代表者 ・共同研究者) ※2024年3月現 在のものを記入 | 在籍研究科・専攻・課程・学年 | 氏名 | |
| | 文学研究科ドイツ文学専攻博士前期 課程 2年 | 中島 惇 | |
| 研究期間 | 2023 年度 | | |
| 研究経費 (1円単位) | (支出金額) 167,190円 / (採択金額) 200,000円 | | |

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究では、ドイツの法制史家ヴィルヘルム・エーベル (Wilhelm Ebel, 1908-1980) による『リューベック市参事会判決録』(Lübecker Ratsurteile) に収録された判決、とりわけ相隣関係にある市民間の裁判で下された判決の分析を通して、中世末期から近世初期にかけてのリューベックの市民を取り巻く住環境について考察する。その際『リューベック市参事会判決録』および関連する法典や都市史資料を基に、都市の住環境汚染と、市民住居と建築の大きく2つの観点から、中世末期から近世初期の間にリューベック市民の生活がどのように変化したかということに焦点を当てた。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[リューベック] [市参事会判決] [住環境]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究では『リューベック市参事会判決録』(Lübecker Ratsurteile, 以下 LüRatU とする) に収録された判決から、相隣法 (Nachbarrecht) に関連する判決を分析した。その際、①都市リューベックにおける住環境汚染、②都市リューベックの市民住居と建築と 2 つの観点から、中世末期から近世初期にかけてリューベックの住環境がどのように変化したか、そして相隣法がどのように理解されてきたかについて考察した。以下、本研究の成果報告である。

①都市リューベックにおける住環境汚染

まず「住環境汚染」の定義について、ドイツにおける法上の概念「イミッション」(Immission) の考え方を援用し、「悪臭・ガス・煙・騒音・振動などによる人・動物・植物・建物などへの侵害」と定義する。LüRatU では、[I-128] [II-609] [II-612] の 3 件のみ「イミッション」と表題が付されているが、イミッションに関連すると思われる判決はこの 3 件以外にも確認できる。中世末期から近世初期にかけてのリューベック市民がどのような住環境汚染にさらされていたのかについて、LüRatU の判決から判明している原因別に 1) 汚物・ゴミ、2) 手工業、3) 雨樋と排水の 3 種類に分けて考察する。

1) 汚物・ゴミについて、中世の都市では、汚水、糞便の処理は、隣人に迷惑をかけることなく各人の敷地内で行わねばならないとされ、汚物・ゴミ処理に関連する諸規則もこの汚染者負担原則 (Verursacherprinzip) に基づいていた。しかしながら、多数の都市規則で言及されているほか、リューベックで発見された出土品からも証明されているように、ゴミや室内用便器に溜まった汚物は通りに捨てられることもあった。LüRatU でも汚物を通りに捨てる市民が問題となった判決が 1 件存在する。1465 年の判決 [I-94] は、被告が新たに建てた煙突、倉庫と住居、数棟の工房が争点となっているが、原告はさらに、被告の家の地下 (keldern/Keller) に住む人々が「汚物を [住居の] 戸の前の通りへと持ち込んでいる」ことについても訴えている。

LüRatU では、相隣関係にある市民間でトイレが問題となった判決がしばしば確認できる。例えば [I-308] では、原告が、トイレの汚水が自身の地下室に流れ込んだため、そのトイレの所有者である隣人の仕立屋を訴えており、また別の判決 [I-358] では「異常な形態で建てられ糞でふかれた」トイレが問題になっている。市参事会はこのトイレの所有者に対して、トイレを「瓦 (煉瓦) でふき」、およそ 2 週間後までに完成させるよう命じている。このようなトイレに関する諸判決は、トイレが単に悪臭を周囲にもたらすだけでなく、その汚水により相隣土地や地下、水道設備にまで損害を与えることを示している。さらにトイレが隣人間で共同使用されていたことが示唆される判決からは、望ましい関係とはいえないもののトイレをめぐる隣人どうしで密接な関係が存在したことを示している。

2) 手工業について、LüRatU ではある特定の手工業の職人が隣人から訴えられている判決が数多く見られる。住環境汚染で訴えられている手工業、すなわち石鹼職人、金箔職人、銅細工工房 (銅細工職人)、パン職人、樽職人に共通するのは、製造工程に火気を使用することである。特に石鹼の製造工程では悪臭や煙をとまなうことが判明している。酒場については、隣人に対して具体的にどのような住環境汚染を与えるのかは判決文に記載されていないが、樽職人や金箔職人と同じくおそらくは騒音だと考えられる。火気を使用する手工業の職人にとりわけ厳しい規則が設けられているのは、防火措置の一種であろう。また、下された判決の特徴についてであるが、ほとんど全ての判決で手工業の職人を訴えた原告側の主張が認められており、手工業の職人はその営業の中止を強いられている。また、上述の諸判決とリューベック改革都市法第 12 条で使用されている「隣人の同意」という表現は、リューベック都市法の条文内では確認できない。したがって、市参事会裁判で使用されていた表現がリューベック改革都市法で明文化されたと考えられる。

3) 雨樋と排水についても、トイレの建築法規と同じく、リューベック都市法とリューベック改革都市法の両方で言及されており、これらは中世都市の相隣関係においては無視できない問題であったと考えられる。例えば [III-170] では原告が、被告の宅地に設置されていた軒樋 (rennen/Dachrinne) から流れ落ちる雨水を原因に訴えを起しており、[II-78] では、両者の家々間にある軒樋について、維持管理義務と所有権をめぐる隣人どうしが対立している。雨樋と排水に関する諸判決では、具体的な損害は判決文中に記載されていないが、浸水などの水害のほかに、他のゴミや汚水と混ざることによって悪臭が発生していたことも容易に想像できる。さらに「一定期間、所有の意思を持って平穩かつ公然と他人の物を占有した場合はその物の所有権を取得できる」という「取得時効」(Ersitzung) の考え方が、雨樋に関しても適用されていたことが確認できる。

研究成果の概要 (つづき)

②都市リユーベックの市民住居と建築

中世末期から近世初期にかけてのリユーベックにおける市民住居と建築を論じるにあたっては、1) 建築物の密集化と 2) 防火措置、3) リユーベックに特徴的な市民住居について指摘しなければならない。

1) 建築物の密集化については、同時代の人口増加と深く関係している。1300 年頃には 15000 人であったリユーベック旧市街の人口は、1350 年には 18800 人、1460 年には 21568 人、1502 年には 25444 人に増加している。ニュルンベルクは 1497 年に 28000 人、ウィーンは 1500 年頃に 20000 人から 25000 人ほど、ハンブルクは 1500 年に 14000 人の人口を有しており、このような他都市と比較すると中世末期のリユーベックは大都市であったといえる。

2) 防火措置について、リユーベックでは 1251 年と 1276 年の二度の大火を経験した後、リユーベック都市法に防火を目的とした条項が現れる。妻入り家屋の家々の隙間を埋めるように建てられる防火壁に関する第 163 条や、家屋を石造りで施工したうえで破風を付けるよう義務付けた第 171 条などがこれに相当する。LüRatU の防火に関する判決では防火壁のほかに、市民住居におけるかまど、焼き窯、煙突などが問題となっている。例えば [I-94] では被告が新たに建てた煙突とかまどが、[IV-193] ではある皮はぎ人が自らの家の前に置いたタールの入った樽 (tertunnen / Teertonnen) が引火による火災の危険性ゆえに問題となっている。以上のような諸判決から、相隣関係にある市民住居間の、調理設備・暖房設備などの距離関係がうかがえる。おそらく新たに火気を使用する設備が設置されるということは、その家の隣人にとってはいわば一大事であり、無視できない問題であった。

3) リユーベックに特徴的な市民住居については、居住用地下室 (Wohnkeller, Kellerwohnung) やガンク (Gang) と呼ばれる住居・住居群が挙げられる。居住用地下室は元々、商売のための仕事部屋や貯蔵室、倉庫として設けられた地下室を居室に転用したものであるが、その衛生環境は良いものではなかった。[IV-132] で登場する金箔職人が住んでいた地下室のように、職住が一体化した地下室ではその手工業によるにおい、煙、騒音などによって同居人は日中悩まされていたと考えられ、さらに場合によっては [I-308] のように隣人の所有するトイレの汚水が流れ込んでしまうような環境であったため、決して居住に適していたとは言えない。ガンクは街区内で複数の長屋が連なった連続型住宅である。ガンクが建設されるようになった背景には、先述の人口増加に伴う都市の居住空間確保の問題があり、この問題に対する一時的な解決策として、以前は中庭として利用していた街区内の土地にて、通りに面した家に新たに通路が通されて、そこに列状の住居を建設した。

中世末期から近世初期にかけてのリユーベックの住環境に、総じて決定的な影響を与えているのは、13 世紀以降生じた人口増加とそれに伴う建築物の密集化により形成された、密接な隣人関係であると考えられる。LüRatU における「隣人」とは、共同で裁判を起したり、裁判で互いに自らの権利を主張し合ったり、場合によってはリユーベック都市法やリユーベック改革都市法で定められているように、建設費用を負担し合って共有の建築物を建てたりする存在であり、単に「相隣関係にある人」という意味を超えたはたらきを見せている。LüRatU の判決文で頻繁に使用された「隣人の同意」という表現がリユーベック改革都市法の条項で明文化されたことは、いかに隣人関係が重要視されていたかの証左であると言えるであろう。

研究発表 (研究によって得られた研究成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。なお、成果発表を確認できる資料を合わせて研究成果報告書提出フォームより提出してください (紙媒体等、研究成果報告書提出フォームから提出できない場合は、別途リサーチ・イニシアティブセンターへ提出してください)。

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

※修士論文・博士論文は含みません。

① 中島惇「『リューベック市参事会判決録』にみる中世末期から近世初期にかけてのリューベックの住環境」, Wort, 立教大学ドイツ文学研究室, 45号, 2024, 23-50頁.

② なし

③ なし

④ なし